

R8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施計画書

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	計画額 (単位:千円)
1	保育施設等への食材費支援	①物価高騰による影響を受けている保育施設等の給食において食材費等を支援することで、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②物価高騰分の食材費等 ③ (1)民間分 主+副 850円×1,972人×12月=20,114,400円 副 430円×364人×12月=1,878,240円 小計21,992,640円×申請率50%=10,996千円…(1) (2)公立分 主+副 850円×127人×12月=1,296千円 副食のみ 430円×176人×12月=908千円 計 2,204千円…(2) (1)+ (2)=10,996千円+(2)2,204千円=13,200千円 ④保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等の児童(公立の教職員を除く)	13,200
2	プレミアム付商品券発行支援事業	①物価高騰により消費の縮小、事業者のコストアップによる収益減少を防止するため、プレミアム商品券を発行し、消費を刺激することで、事業者の価格転嫁を促すとともに、市民生活における経済的支援を図る。 ②プレミアム率20%及び付帯事務費を補助 ③販売総額の20% 鹿沼商工会議所分:94,400千円…(1) (プレミアム分80,000千円 事務費14,400千円) 粟野商工会分 : 7,000千円…(2) (プレミアム分4,000千円 事務費3,000千円) (1)+(2)=101,400千円(内事務費:14,400千円+3,000千円=17,400千円) ※プレミアム率20% ④鹿沼商工会議所、粟野商工会	101,400
3	物価高騰対策経営強化補助金	①省エネルギー性能に優れた設備やごみの処分量削減を図る設備の導入に取り組む市内の中小企業者等を支援することにより、当該中小企業者等への物価高騰対策を講じ、事業継続及び経営強化の促進を図り、もって市内経済の安定及び発展、地域活性化の促進に資することを目的とする。 ②省エネ設備等買換え費用への補助(上限30~50万円 補助率2分の1以内) ③300,000円×20件、500,000円×8件 ④市内中小企業	10,000
4	宅配ボックス購入費補助金	①家庭用の宅配ボックスを普及することにより、運送業者の再配達に係る経費の削減を、市内事業者の経営の安定を図る。 ②宅配ボックス購入費への補助(上限2万円 補助率 2分の1以内) ③12,000円×166件=2,000千円 ④市内	2,000
5	鹿沼市デジタル化推進事業補助金	①物価高騰等の影響を受ける市内事業者に対し、業務効率化等の促進を目的とした、デジタル化支援事業を実施する。 ②事業のデジタル化に伴う事業費の補助(上限50万円、補助率1/2以内) ③500千円×20社:10,000千円(内、市単5,000千円) ④市内の中小企業・小規模事業者	10,000
6	農業経営収入保険加入促進事業補助金	①物価高騰の影響を受ける農業経営者に対し、収入保険等への加入を促進することで、自然災害や市場価格の下落による収入減少のリスクを軽減でき、持続的な営農を支援する。 ②収入保険料及び付加保険料の一部を補助。上限5万円。 ③対象農業者(青色申告)320人×補助上限額5万円=16,000,000円 ④市内に住所を有する農業経営者。保険期間が令和9年1月1日から12月31日	16,000
7	農業機械設備導入物価高騰対策事業補助金	①物価高騰の影響を受ける農業者に対し、機械設備等の導入・更新に係る経費のうち、物価上昇分を補助することで、設備投資等の負担を軽減し、もって積極的な営農活動及び営農継続を図ることを目的とする。 ②補助金 ③営農集団・法人等 2件×500万円=1,000万円 個人農家 20件×50万円=1,000万円 ④農業機械設備等の導入又は更新に係る経費の一部を補助	20,000
8	省エネエアコン購入補助事業	①物価高騰に対する生活者支援及び近年の気候変動に伴う暑熱対策、温室効果ガス削減を目的として実施する。 ②購入費用に対し1/2を補助(上限額3万円) ③補助額については、令和5年度に実施した「省エネ家電購入補助事業」補助額、対象者については、同年度・事業のエアコン申請者数とした。 補助金 30,000円×924名=27,720,000円…(1) 人件費(会計年度任用職員1名)給与・手当 1,549,254円+社保料等293,338円=1,842,592円…(2) (1)+(2)=29,562,592円 ④市民	29,563
9	学校給食支援	①物価高騰分の食材費を支援し、学校給食費を値上げすることなく栄養バランスや量を保った学校給食を提供する。また、給食費を支援することで子育て世帯の経済的負担を軽減する。なお、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。 ②物価高騰分の食材費※教職員の給食費相当分は除く ③小学校 1,200円×4,044人× 11月 =53,380,800円 中学校 4,750円×1,500人× 11月 =78,375,000円 中学校 4,750円× 660人× 10.5月 =32,917,500円 計 164,673,300円 ④小中学校の児童、生徒	164,674

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定